

事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月
【主管課・室】 野生生物課・鳥獣保護業務室
【評価責任者】 野生生物課長 黒田 大三郎
鳥獣保護業務室長 渡邊 聡

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	－ 8 － (4) 野生生物の保護管理
施策の概要	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理により野生鳥獣と人との共生を図る。移入生物問題については、その全体像を把握し対応を図る。
費用額	1、229、000千円(14年度予算)

目標・指標、及び目標の達成状況

目 標	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、移入種及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。
達成状況	希少野生動植物については、生息状況等の調査による現状把握を行うとともに種の保存法に基づきスイゲンゼニタナゴ等の国内希少野生動植物種の指定を行ったほか、保護増殖事業を実施した。また、鳥獣の保護管理については、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正を行うとともに、特定鳥獣保護管理計画制度の推進などを行った。移入生物については、遺伝子組換え生物に関しカルタヘナ議定書国内担保法の法整備に向けた作業を行うとともに、移入種対策については検討を開始するなどの施策を行った。

下位目標 1	レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。
達成状況	レッドデータブックの改訂を行い公表を行うとともに、レッドリストの見直しに向けて検討作業を開始した。また、エラブオオコウモリ、ダイトウオオコウモリなど必要性の高い種についてモニタリングを行った。

下位目標 2	希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。
達成状況	スイゲンゼニタナゴ等について国内希少野生動植物に指定するとともに、ワシントン条約締約国会議の結果を受けて国際希少野生動植物種に指定した。また、生息地保護区の指定に向けた調整、タンチョウ、シマフクロウ等の保護増殖事業計画の実施、種の保存に関する調査研究等を行った。

下位目標 3	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて、猟具の使用に係る危険を予防する。				
指標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H - 年度
(参考指標) 国指定鳥獣 保護区箇所 数(箇所)	54	54	56		80
達成状況	鳥獣保護及狩猟二関スル法及び同法施行令、施行規則、基本指針の改正を行うとともに、特定鳥獣保護管理計画の推進、犬のみによる猟法についての規制、国設鳥獣保護区の新規指定等を行った。				

下位目標 4	生態系に悪影響を与える移入種の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。
達成状況	移入生物については、遺伝子組換え生物に関しカルタヘナ議定書国内担保法の法整備に向けた作業を行うとともに、移入種対策については中央環境審議会への諮問により検討を開始するなどの施策を行った。

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】</p> <p>野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民の生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的に施策を行う必要がある。特に、絶滅のおそれのある種の増加、鳥獣による農林業等への被害、移入生物による生態系への影響の懸念などの行政ニーズの高まりを踏まえると国による施策の必要性は高い。</p> <p>【効率性】</p> <p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法の改正による法制度の整理と平易化、WIS システム（野生鳥獣情報システム）の導入を始めとする情報処理の高速化等により施策の効率性を高めており、今後、移入生物対策の総合的、体系的実施によりさらに施策効率が高まると考えられる。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>総合的な評価</p> <p>平成 14 年度は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正、カルタヘナ国内担保法の策定準備、移入種対策の検討などの政策の仕組みづくりについて進捗が見られ、また、国設鳥獣保護区の新規指定、希少野生動植物種の指定（国内、国際）の指定、猟法規制の強化を図るとともに、ラムサール条約締約国会議やワシントン条約締約国会議への参加などの国際的取組などの施策を推進し、目標達成に向けて一定の成果をあげた。</p> <p>下位目標毎の評価</p> <p>(下位目標 1)</p> <p>レッドデータブックの改訂、レッドリストの見直し検討作業の開始により希少野生動植物のリストの管理上進捗があった。また、エラブオオコウモリの調査等により希少野生動植物に関する新たな知見、情報を得た。</p> <p>(下位目標 2)</p> <p>国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行うことで、希少な動植物の捕獲あるいは譲渡を規制するとともに、保護増殖事業を推進、猛禽類の保護方針検討等により、国内希少野生動植物の保護施策の進捗が見られた。</p> <p>(下位目標 3)</p> <p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律関係の法令、基本指針の改正による法制度の整理、平易化が進んだ。また、国設鳥獣保護区の新規指定等により生息地の保護管理上進捗が見られた。さらに、犬のみによる猟法を規制し、鳥獣の保護のための措置が強化された。</p>
----	--

	<p>(下位目標4)</p> <p>カルタヘナ議定書国内担保法の法整備に向けた作業、移入種対策の検討により総合的、体系的な移入生物対策に向けて進捗が見られた。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>目標に対する課題</p> <p>今後、さらに目標を達成するためには、法制度の整備、運用による移入生物対策の総合的・体系的な推進、鳥獣保護法の見直し検討などによる人と鳥獣との関係の再構築のための取組、海鳥、海棲哺乳類調査等による海域における生態系保全の強化のための情報基盤の整備が課題である。</p> <p>下位目標毎の課題</p> <p>(下位目標1)</p> <p>希少野生動植物種のリストアップ作業の適切な運用のため、レッドリストの見直し、及び、そのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要である。</p> <p>(下位目標2)</p> <p>希少野生動植物の保護を更に進めるために、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定等を進めること、トキの野生復帰に向けた取組を進めること、猛禽類の取り扱いについて検討を進めること等が課題である。</p> <p>(下位目標3)</p> <p>我が国の社会の変化に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しを行う必要がある。また、深刻な農林業等への被害対策として、鳥獣の保護管理の推進を強化する必要がある。</p> <p>(下位目標4)</p> <p>遺伝子組換え生物に関しカルタヘナ議定書国内担保法の適切な運用を図るために必要な取組を行う必要がある。移入種対策としては、緊急性を要する種の駆除を進めるとともに、移入種対策の制度化に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>(共通課題)</p> <p>ワシントン条約、ラムサール条約、あるいは2国間条約に基づく国際的取組を一層進める必要がある。</p> <p>内外とともにニーズが高まっている、海鳥や海棲哺乳類などを含め、海域における情報収集を進める必要がある。</p>

政策への反映の方向性

事業の改善・見直し	<p>理由の説明(新規、<u>拡充</u>、縮小、廃止等)</p> <p>今後、、法制度の整備、運用による移入生物対策の総合的・体系的な推進、鳥獣保護法の見直し検討などによる人と鳥獣との関係の再構築のための取組、海鳥、海棲哺乳類調査等による海域における生態系保全の強化のための情報基盤の整備を進める必要がある。</p>
現行のまま継続	

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 8 - (4) 野生生物の保護管理	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等 (14年度予算)
ア、希少野生動植物種の調査とリストアップ (下位目標1)	レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。	絶滅のおそれのある野生生物のモニタリング等調査費 (21百万円)
イ、希少野生動植物種の保護 (下位目標2)	希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。	特定野生生物保護対策費 (236百万) 循環と共生の地域づくりモデル事業 (35百万)
ウ、野生鳥獣の保護管理 (下位目標3)	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、合わせて、猟具の使用に係る危険を予防する。	特定鳥獣等保護管理対策費補助 (133百万)
エ、移入生物対策 (下位目標4)	生態系に悪影響を与える移入種の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。	我が国における移入種対策費 (69百万)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 8 - (4) 野生生物の保護管理 (下位目標3)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)												
(参考指標名) 国指定鳥獣保護区指定箇所・面積	箇所 h a	56 箇所 494858 h a (平成14年度)	80 箇所 (平成18年度)												
指標の解説(指標の算定方法) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく国の指定する鳥獣保護区の面積及び箇所数															
評価に用いた資料 (インターネットの公開・ <u>非公開</u> の別) 国設鳥獣保護区設定状況 (H15,4,1 現在)	関連する事務事業名 野生鳥獣の保護管理														
目標値設定の根拠、考え方 全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの															
特記事項 (外部要因の影響など)															
目標値の実績値 (表・グラフにより、過去5年間の目標値の推移を記載) <table border="1" data-bbox="306 1326 1289 1518"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>H 1 0</th> <th>H 1 1</th> <th>H 1 2</th> <th>H 1 3</th> <th>H 1 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定鳥獣保護区箇所数</td> <td>5 4</td> <td>5 4</td> <td>5 4</td> <td>5 4</td> <td>5 6</td> </tr> </tbody> </table>				指 標	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	国指定鳥獣保護区箇所数	5 4	5 4	5 4	5 4	5 6
指 標	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4										
国指定鳥獣保護区箇所数	5 4	5 4	5 4	5 4	5 6										